

[1] 地域福祉の総合的・計画的推進

5 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

① 市町村地域福祉計画の策定

誰もが身近な地域で、ともに支え合いながら安心して生活していけるよう、住民活動を中心とした地域福祉を推進していくことが重要です。このため、市町村には、高齢者、障がい者、児童といった対象者別の福祉計画との整合性及び連携を図り、総合化していく地域福祉計画の策定が求められています。平成20年度までに策定しているのは14市町村であり、県は市町村における地域福祉計画の策定を支援していきます。

地域福祉計画の位置づけ



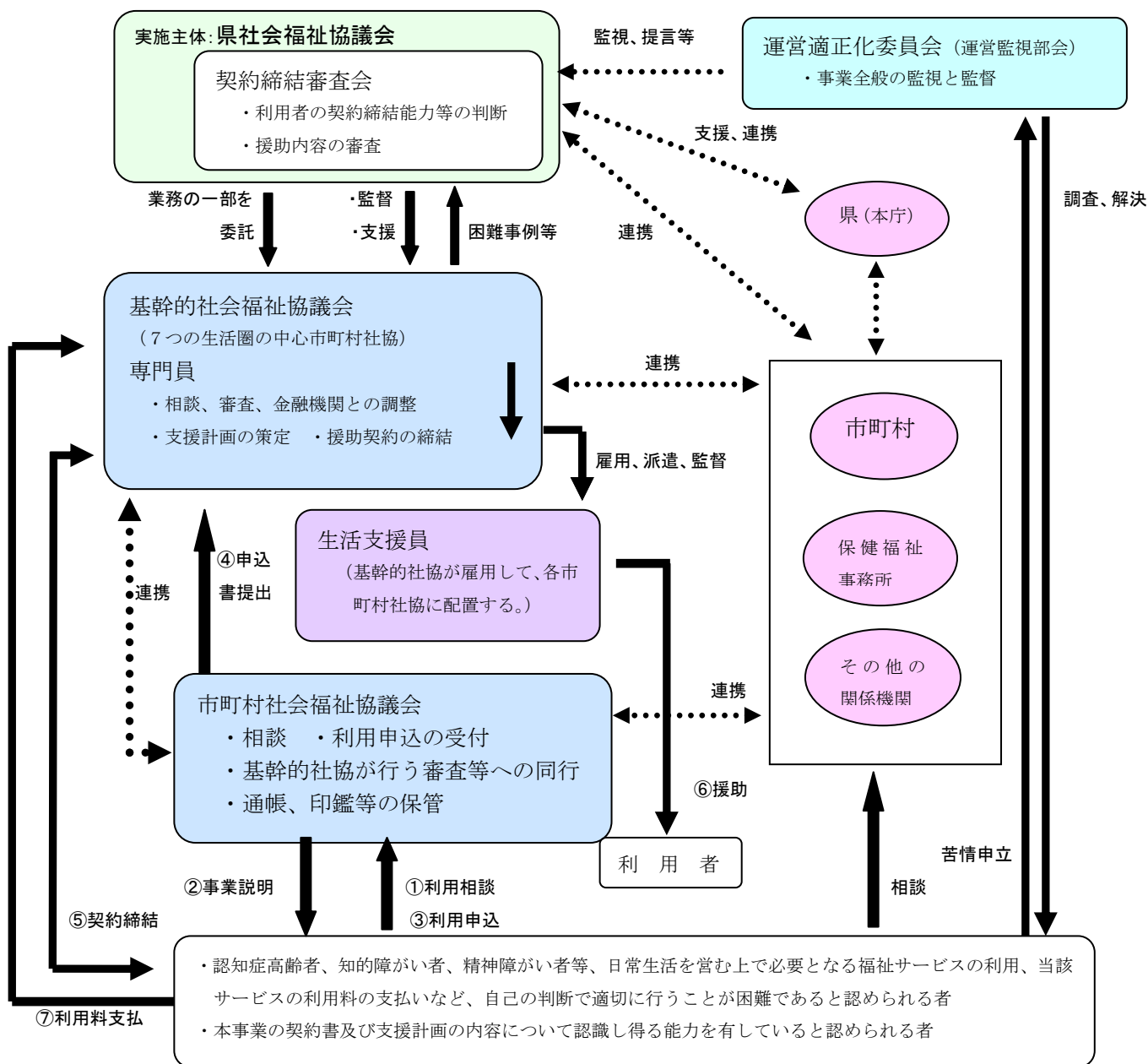
[3] 権利擁護の推進

① 日常生活自立支援事業(平成21年3月末までは「地域福祉権利擁護事業」)

認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方の在宅福祉サービスの利用や日常的な金銭の管理を援助し、地域で自立した生活を送れるよう、県社会福祉協議会では「日常生活自立支援事業」を実施しています。

この事業を円滑に実施するため、7つの生活圏の中心市町社会福祉協議会に専門員を置くとともに、各市町村社会福祉協議会に生活支援員を配置しています。

日常生活自立支援事業実施体制



資料：福島県社会福祉課作成

日常生活自立支援事業に係る契約締結件数

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
新規契約数	4	12	21	34	22	28	51	49	74

資料：福島県社会福祉課作成

日常生活自立支援事業に係る生活支援員の数(平成21年3月31日現在)

基幹的社会福祉協議会	所管区域	市町村数	生活支援員の数
福島市社会福祉協議会	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	8	43
郡山市社会福祉協議会	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	12	36
白河市社会福祉協議会	白河市、西白河郡、東白川郡	9	12
会津若松市社会福祉協議会	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	13	29
南会津町社会福祉協議会	南会津郡	4	7
南相馬市社会福祉協議会	南相馬市、相馬市、双葉郡、相馬郡	12	15
いわき市社会福祉協議会	いわき市	1	23

資料：福島県社会福祉協議会地域福祉課調べ

② サービスに係る苦情解決体制

社会福祉事業の経営者は、サービス利用者等からの苦情を適切に解決することが求められています。

社会福祉法人における苦情解決体制の整備状況

(平成21年3月31日現在)

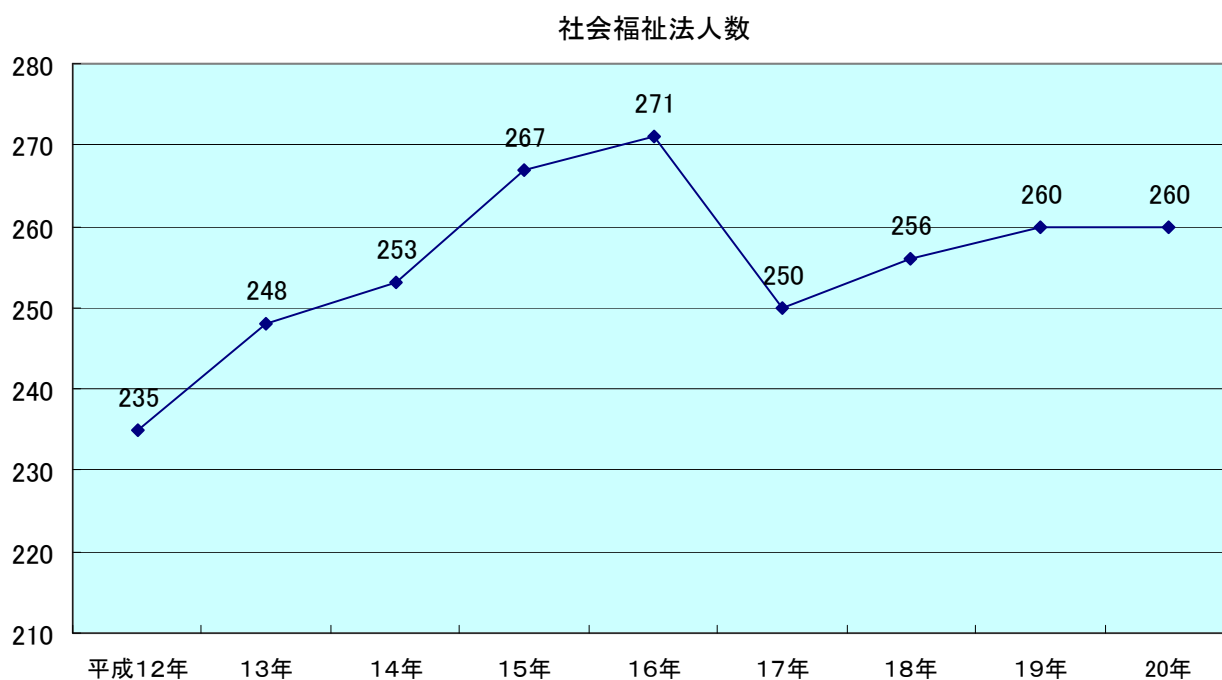
	調査法人数 a	苦情解決責任者、担当者決定数		第三者委員設置数	
		法人数 b	決定率 b/a(%)	法人数 c	決定率 c/a(%)
施設経営法人	139	139	100	139	100
市町村社会福祉協議会	57	57	100	57	100
県域法人	4	4	100	4	100
計	200	200	100	200	100

資料：福島県福祉監査課調べ

[4] 民間福祉サービスの育成・振興

① 社会福祉法人

誰もが質の高い福祉サービスを選択し、利用できるよう、サービス提供を行う社会福祉法人をはじめとする福祉団体や民間事業者の育成・支援を図っています。社会福祉法人については、施設経営法人は年々増加していますが、平成17年は市町村合併により市町村社会福祉協議会が減少したため、法人数が減少しています。



資料：福島県福祉監査課調べ

② 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的存在として、自主的、主体的、積極的な取り組みを展開していくことが期待されています。県社会福祉協議会とともに、市町村社会福祉協議会の活動の促進を図っていきます。

市町村社会福祉協議会の職員設置状況

(平成20年4月1日現在)

	一般事業職員					経営事業職員					合計	
	市	町	村	合計	県平均	市	町	村	合計	県平均		
平均職員数	23.5	4.9	3.9	8.7	—	124.2	23.3	17.9	44.2	—	—	
職員数	305	151	59	515	8.7	1,615	722	268	2,605	44.2	3,120	
内	常勤	255	132	53	440	7.5	735	319	138	1,192	20.2	1,632
	非常勤	50	19	6	75	1.3	880	403	130	1,413	23.9	1,488
市町村数	13	31	15	59	—	13	31	15	59	—	59	

一般事業職員 事務局長、福祉活動専門員及び総務部門並びに地域福祉推進部門に従事する職員をいう。

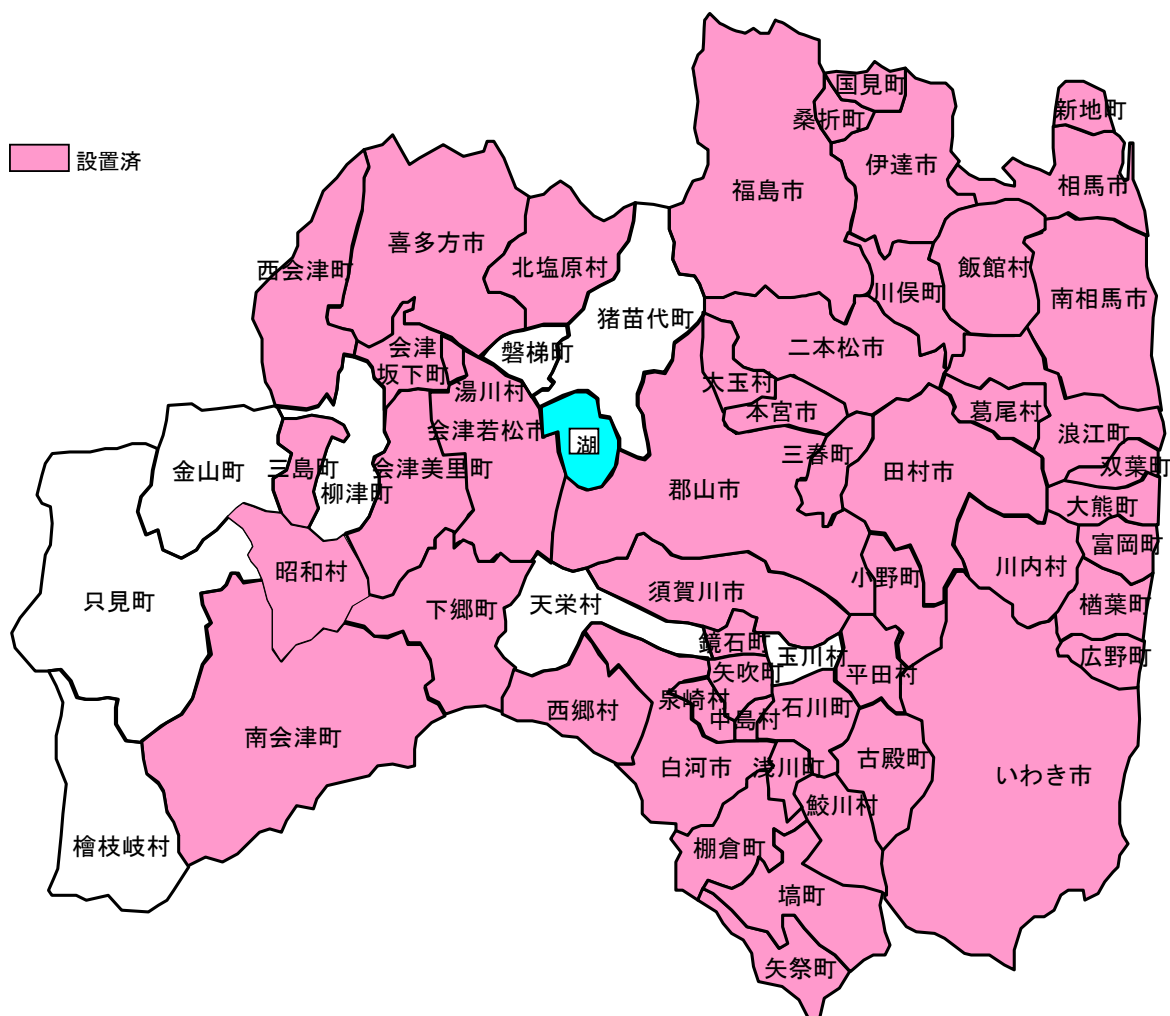
経営事業職員 在宅福祉、介護事業部門等に従事する職員をいう。

資料：福島県社会福祉課調べ

[5] 県民の福祉活動への支援・参加促進

参加と連携による地域福祉の推進のためには、地域住民の方の社会福祉活動への積極的な参加が望まれます。なかでも、福祉ボランティアは重要な位置を占めています。県では、市町村ボランティアセンターの設置を促進する等により、福祉ボランティアへの参加機運の一層の向上及び活動基盤の整備を図り、福祉ボランティア活動の総合的な支援を行っていきます。

市町村ボランティアセンターの設置状況

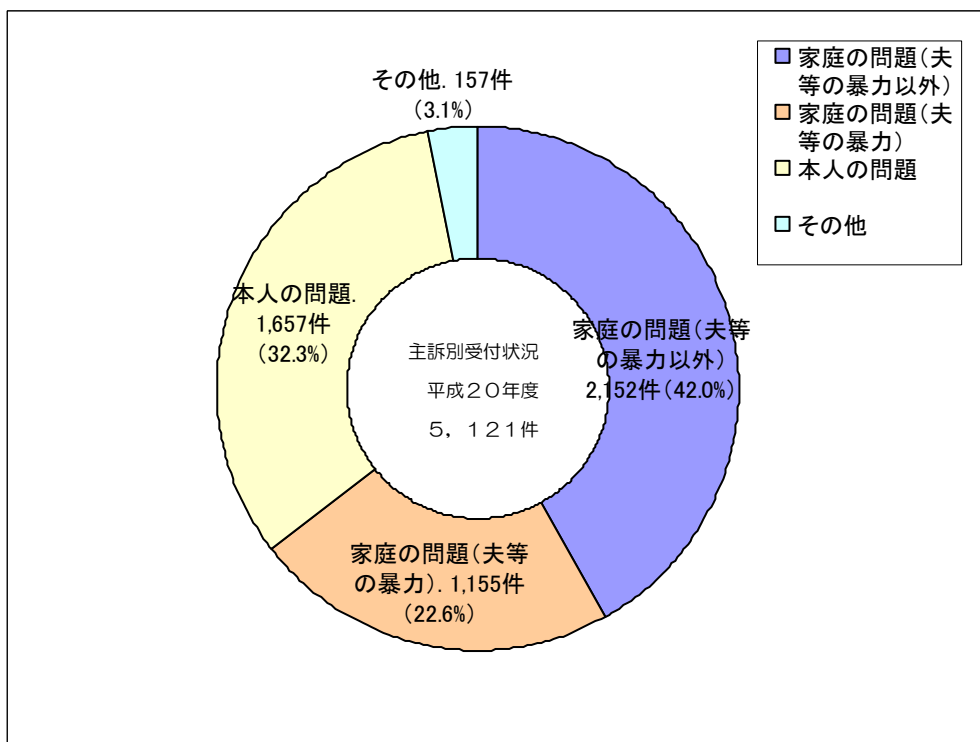
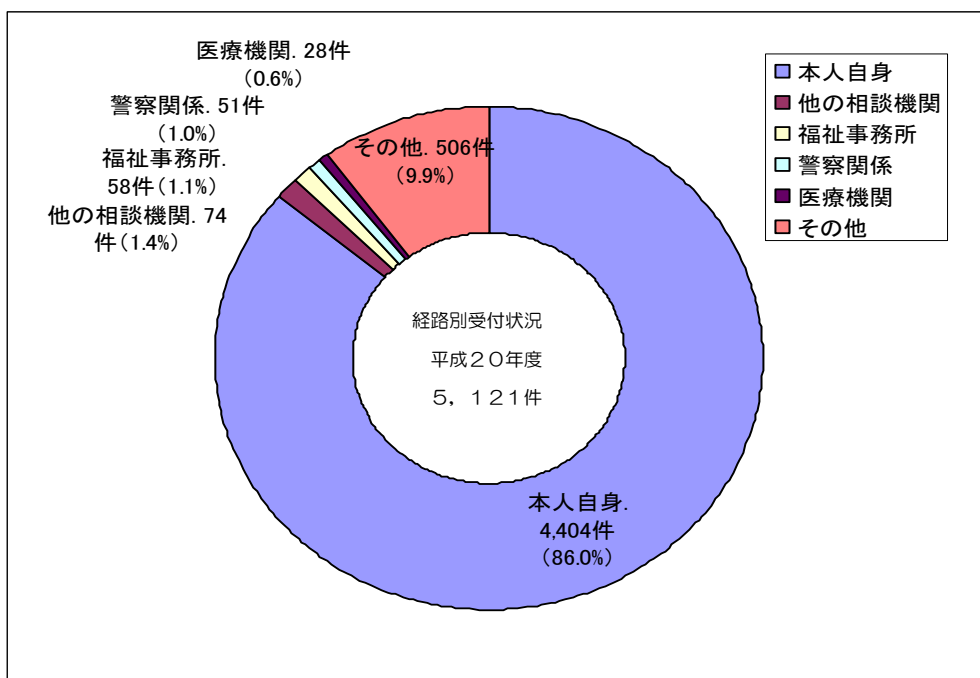


資料：福島県社会福祉課調べ（平成21年3月末現在）

[6] 保護援助を必要とする女性への支援

女性のための相談支援センターや各保健福祉事務所などに配置している女性相談員は、夫婦間の問題をはじめとする家庭の問題、経済問題等女性に関わる様々な相談に応じ、自立のための指導などを行っています。近年は、ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人など親しい男性からの女性への暴力)による相談が多くなってきており、これらに対する相談援助体制の充実を図っていく必要があります。

女性相談業務の状況（来所相談、訪問相談、電話相談など）



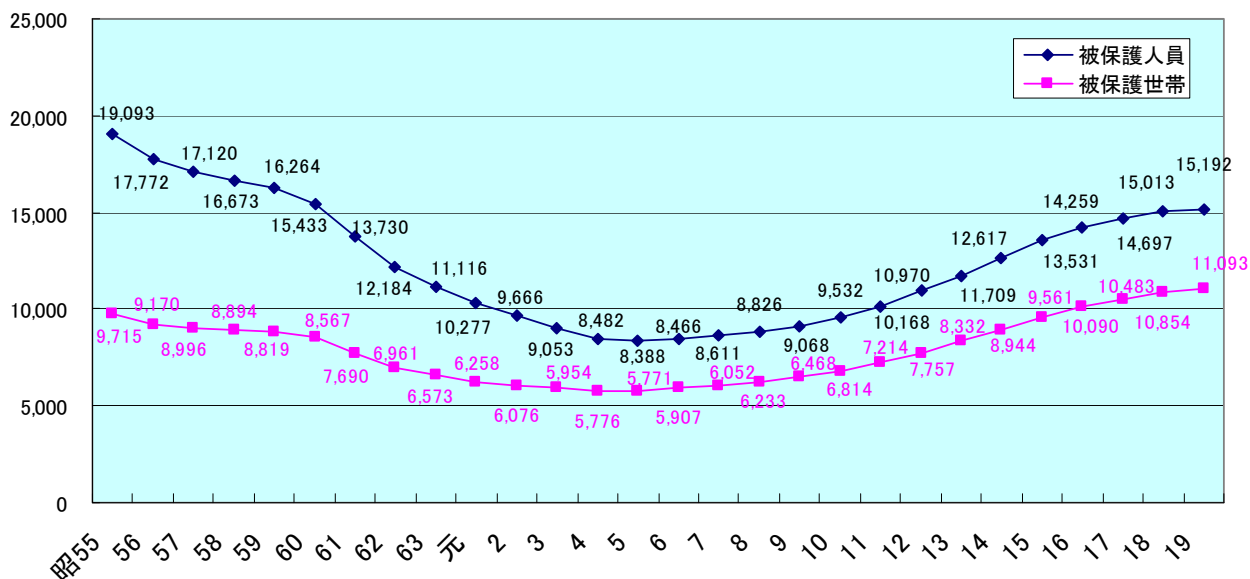
資料：福島県児童家庭課調べ

[7] 生活保護を必要とする人への支援

生活に困窮する人に対しては、速やかに必要な保護を行い、その生活を支援するとともに、被保護世帯の自立助長を促進します。

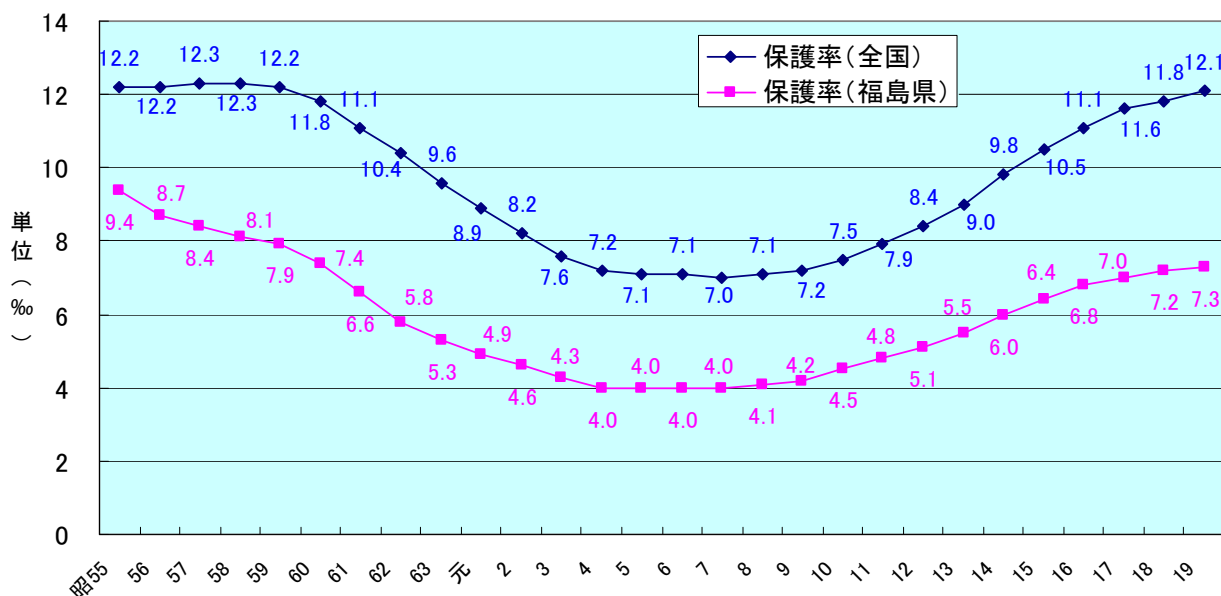
本県の被保護世帯及び人員は、近年、高齢化の進行、家族形態の変化、景気停滞等の影響を受けて増加傾向にあることから、関係機関との連携を強化し、きめ細かな指導援助に努めています。

被保護世帯数と人員の推移



資料：福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)

保護率の推移(人口千対)






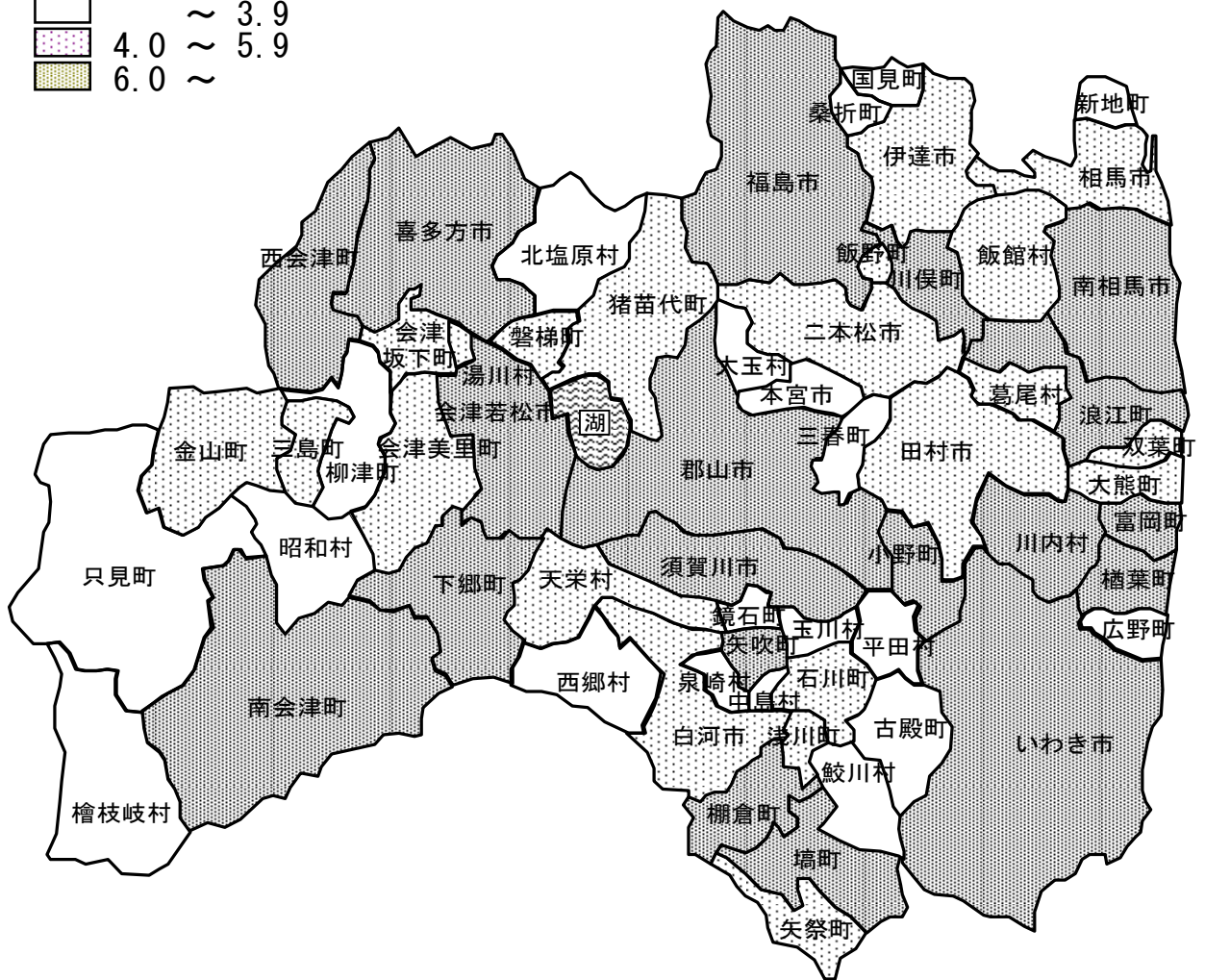
資料：福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)

県内市町村の保護率の分布（平成 20 年 3 月 31 日現在）

福島県	7.5‰
全国	12.3‰

(‰ 人口千人あたりの保護率)

	～ 3.9
	4.0 ～ 5.9
	6.0 ～



資料：福島県社会福祉課作成